

千葉市住居表示審議会設置条例

昭和 37 年 8 月 27 日
条例第 26 号

改正 昭和 45 年 10 月 1 日条例第 31 号
昭和 48 年 3 月 31 日条例第 1 号
平成 13 年 3 月 19 日条例第 2 号

(目的及び設置)

第 1 条 本市の住居表示整備事業の合理的促進のために、千葉市住居表示審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 住居表示整備に関する総合的施策の樹立について必要な事項を調査審議すること。
- (2) 住居表示整備に関する総合的施策の適正な実施を期するため関係諸団体との連絡調整に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第 3 条 審議会は、10 名以内の常任委員をもって組織し、特別の事項を調査審議するために必要がある時は専門委員を置くことができる。

- 2 常任委員及び専門委員は、学識経験者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。
- 3 常任委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 専門委員は、特別の事項に関する調査審議を終了した時に退任するものとする。

(平成 13 条例 2・一部改正)

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、審議会を代表し会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(議事)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開く事ができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか審議会に関して必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和45年10月1日条例第31号)抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年3月31日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月19日条例第2号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。